

【全般】

Q 1 なぜ設置状況調査を行うのですか。

A 1 AEDマップに掲載されている情報が現在の設置状況と齟齬がないか確認するため、既存の設置施設に対して調査をお願いしております。
お手数ですが、正確な情報を掲載するため、調査にご協力ください。

Q 2 既存の登録状況をマップで見たいです。

A 2 埼玉県AEDマップ（埼玉県地理情報システム（GIS）のサイト内）に現在の登録状況が掲載されています。

- ・埼玉県AEDマップ [アクセスはこちら](#)
- ・埼玉県AEDマップ 二次元バーコード（スマートフォンから）→



《埼玉県AEDマップ：設置情報の検索方法》



Q 3 AEDを複数台設置していますが、ダウンロードした施設専用回答リストには1台だけ記載されていました。他のAEDについてはどうしたらよいですか。

A 3 本調査は 2024 年 4 月以降に届出・変更があったAEDは対象外としています。なお、設置の届出をしていないAEDについては、施設専用回答リストの下段の空白行に「新規」として登録をお願いします。

Q 4 登録状況に変更がある場合、本調査とは別に埼玉県に変更届を提出する必要はありますか。

A 4 あらためて変更届を提出する必要はありません。また、本調査に基づき新規にAEDを登録した場合も同様です（Q & A 3 参照）。

ただし、調査結果を埼玉県AEDマップに反映させるには、時間がかかりますのでご了承ください。（令和7年度末を予定）

Q 5 はがきに記載の管理部門が異なる場合はどうしたらよいですか。

A 5 本調査では、埼玉県AEDマップに登録されている住所、事業所名宛てに調査依頼はがきをお送りしています。担当部門が異なる場合には、お手数ですが現在AEDを管理している担当部門に引継ぎをお願いします。

【設置状況等について】

Q 6 現在、AEDを設置していない場合はどうしたらよいですか。

A 6 施設専用回答リストの該当する行のA列に、「廃止」とご回答ください。

Q 7 登録時の設置場所ではなく、別の場所で使用していた場合はどうしたらよいですか。例）A店舗を廃業し、新しく移転先のB店舗で同じAEDを使用している。

A 7 所在地が変更するような移動の場合は、新規に登録が必要となります。
そのため、A店舗については、「**廃止**」として回答ください（Q & A 6 参照）。
くわえてB店舗については、エクセルのリストの最下段に「新規」として登録をお願いします。

なお、所在地が変わらない配置変更（例：1階入口付近から2階食堂前に移動したなど）については、施設専用回答リストの該当する行のA列に「変更（有）」と選択していただき、現在の設置状況について上書きで更新していただければ、登録状況の変更を行いますので、廃止・新規登録の必要はありません

Q8 AEDを追加購入し、台数が増えています。今まで届出していなかった場合はどうしたらよいですか。

A8 追加購入（リース契約の場合も含む）したものについては、新規に登録いただくため、施設専用回答リストの最下段に「新規」として登録をお願いします。

Q9 施設内に複数のAEDが設置してあり、どのAEDについて回答すればよいかわからなくなってしまった。

A9 施設専用回答リストを現在の状況に更新してください。設置台数に齟齬がある場合は、必要に応じて「新規」又は「廃止」の登録をお願いします。

【調査項目について】

Q10 利用可能日と利用可能時間はどのように記載すればよいですか。

A10 以下の記載例を参考に、できるだけ詳細に記載してください。

例）利用可能日

- 月～土曜日は使用可能
- 日曜日、休日、年末年始（12/28～1/5）、
夏休み（8/13～8/15）は使用不可

例）利用可能時間（24時間表記）

- 9：00～17：00
- 土曜日は9：00～12：00

Q11 屋内・屋外とは何ですか。

A11 AEDを設置している場所が施設内なら屋内、施設外なら屋外とご回答ください。
（施設敷地内にあったとしても、建物の外に設置してあるAEDは屋外となります）

Q12 AED本体を一度更新しています。設置日とは初めてAEDを設置した日のことですか、それとも更新したAED本体を設置した日ですか。

A12 後者の更新したAED本体の設置日を記載してください。

AED本体を更新（リース契約の場合も含む）したことがある場合は、現在の機種に更新した日を記載してください。

Q13 電話番号、メールアドレスの登録は、個人と会社のどちらを登録すればよいか。

A13 どちらでも結構ですが、できるだけ今後も連絡が取れる電話番号、メールアドレスをご登録ください。

【その他】

Q14 調査について分からないことがあった場合は、どうしたらよいか。

A14 AED設置状況調査専用の問い合わせフォーム (<https://bit.ly/aedsaitamaga>) からご質問ください。